

# 高齢者の権利を 守ろう！

「高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしたい」  
誰もが願うその思いを実現するため、高齢者の尊厳を守り、高齢者とその家族が安心して暮らせる地域社会をみんなで作りましょう。



「高齢者虐待は身近に起こりうる問題です」

平成十八年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法という）」が施行され、高齢者虐待についての周知や理解が徐々に進んできました。しかし、高齢者虐待は当事者に自覚がなかったり、虐待を受けていても周りに助けを求めることができない場合もあり、周囲には見えにくいものです。

## どうして虐待がおこるの？

虐待がおこる背景にはさまざまな要因があります。認知症への対応の仕方がよく分からない、介護の負担をひとりで抱えている、また、介護する家族自身が失業などで生活に困っている、病気や障害を抱えている場合もあります。そういった時、介護する家族が心身ともに疲労し、追い詰められて虐待につながるケースもあります。  
高齢者虐待防止法では、虐待をしている家族も支援の対象としています。高齢者虐待は誰もが直面するかもしれない問題です。高齢者を介護する家族が孤立しないよう地域全体で見守り、支援していくことが大切です。

## 認知症の人も持っている「その人らしさ」

虐待を受けている高齢者には認知症の症状がある場合が多いです。これは、認知症介護の難しさが背景にあるといえます。介護する家族も身近な人が認知症になったことを受け入れることが困難で、つい失敗したことを怒ったり、強く否定してしまいがちです。しかし、こういった態度や接し方は認知症の人の自尊

心を傷つけ、感情が不安定になったり攻撃的な行動につながったりします。

こうした症状も、認知症の人が安心して過ごせるよう周囲の人たちがサポートすれば、緩和させることが可能になります。そのためには、介護をひとりで抱え込まず、介護保険制度をはじめとする公的なサービスやボランティア、地域の支え合い活動などの支援を受けることが大切です。

認知症の人もそれぞれに個性やこれまで生きてきた歴史をもっています。認知症の人ももっている「その人らしさ」を大切に、無理のない介護を続けていきましょう。

## 成年後見制度の利用を考えてみましょう

成年後見制度とは、認知症や知的障害などにより、判断能力が不十分な人の日常生活を法的に保護する仕組みです。経済的虐待を防ぐため、また悪質商法の被害を受けないよう、認知症などで判断能力が低下した場合は、成年後見制度の利用を考えてみましょう。家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の財産の管理や介護・福祉サービスの利用、医療・福祉施設への入

## 成年後見制度利用までの流れ

- 法定後見制度**  
すでに判断能力が不十分なため、財産の管理や福祉サービスの契約が1人ではできない。
- 任意後見制度**  
判断能力が十分なうちに、公正証書で任意後見人となる人と契約を結んでおく。

判断能力が不十分になったとき

家庭裁判所へ申し立て

家庭裁判所で審判手続き



支援の開始

※成年後見制度の利用については、各市町村の地域包括支援センターや社会福祉協議会などにご相談ください。

退所の手続きなど、日常生活にかかわってくる契約などの支援を行います。

## 高齢者に関する相談は市町村の地域包括支援センターへ

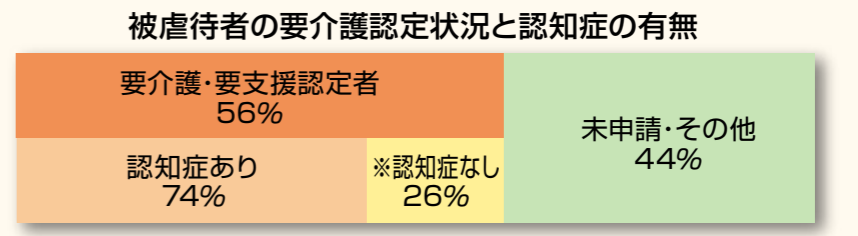
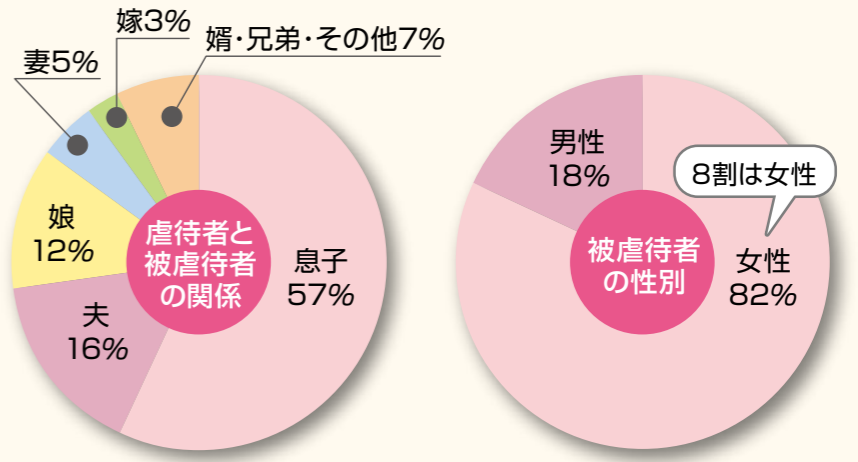
高齢者虐待や高齢者の権利擁護にかかる相談、成年後見制度については、各市町村に設置されている地域包括支援センターにご相談ください。



域で安心して暮らせるよう高齢者に関するさまざまな相談を受けています。

## 高齢者虐待の実態はどうなっているの？

平成二十一年度に県内で虐待を受けた高齢者の数は百二十人に上りますが、その八割は女性



介護の必要な高齢者、認知症を持った高齢者が多い

資料：沖縄県の高齢者虐待の状況（平成21年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査(厚生労働省)より）

お問い合わせ ● 県高齢者福祉介護課 TEL:098-866-2214 FAX:098-862-6325



沖縄国際アジア音楽祭 平成23年3月18日～20日開催!



沖縄国際アジア音楽祭 平成23年3月18日～20日開催!